令和６年度（令和５年分）の主な改正事項

愛知県豊田市

1. 国外居住親族に係る扶養控除等の適用における必要書類等について

税制改正により、令和５年分所得税、令和６年度個人住民税から、国外居住親族に係る扶養控除の見直しが行われました。必要書類が変更になっておりますので、国税庁ホームページの「年末調整のしかた」、「国外居住親族に係る扶養控除等の適用について」等をよく御確認ください。なお、配偶者控除、配偶者特別控除又は障がい者控除については、見直しの対象ではないため、御注意ください。

給与等の源泉徴収及び年末調整において、給与等の支払を受ける居住者の方が、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、当該親族に係る**親族関係書類**、**送金関係書類等**を源泉徴収義務者に**提出又は提示**しなければならないこととされています（平成２７年度税制改正、平成２８年１月１日以後に支払うべき給与等について適用）。

事業所様におかれましては、年末調整を行うに当たり、該当する方について、以下の書類の確認をお願いいたします。

●どの書類が必要かを判断します（※１）

書類の種別

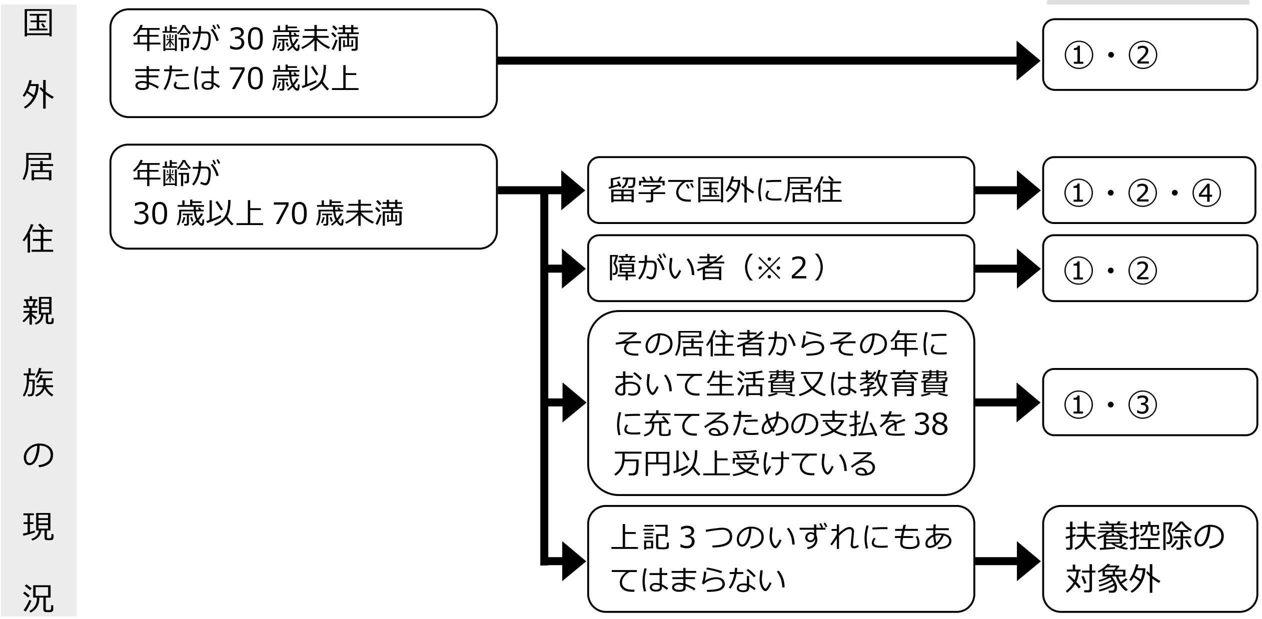

※１　扶養控除に係る必要書類。配偶者控除、配偶者特別控除又は障がい者控除については、国外居住親族の現況にかかわらず、原則必要書類は①・②のみ。

※２　障がい者控除の要件に該当する方。

書類の種別は、次ページを御確認ください。

○**必要書類**

種　別	書類の例	注意事項等
①親族関係書類 ※原本。旅券のみ写し可。	**・出生証明書** **・婚姻証明書** **・戸籍謄本** **・国外居住親族の旅券**	・国外居住親族の**氏名・生年月日・住所**が分かる書類であることが必要です。 ・1つの書類では親族であることを証明できない場合は、複数の書類を組み合わせて明らかにする必要があります。 （例）非居住者である配偶者の母の扶養控除を適用する場合、以下の２つの書類が必要です。 （ア）「本人と配偶者との婚姻関係を証する書類」 （イ）「配偶者と配偶者の母との親子関係を証する書類」
②送金関係書類 ※写し可。	**・外国送金依頼書の控え等**	・送金元名義人と申告者は同じであることが必要です。 ・国外居住親族が複数いる場合には、送金関係書類は、扶養控除等を適用する国外居住親族の各人宛のものが必要です。 ・現金の手渡しは、扶養控除等適用の対象外です。
③38 万円送金書類※写し可。	**・外国送金依頼書の控え等**	・注意事項は、②送金関係書類と同様です。 ・原則送金等を行った全ての書類を提出又は提示する必要があります。
④留学ビザ等書類※写し可。	**・外国における査証（ビザ）に類する書類** **・外国における在留カードに相当する書類**	

☆上記必要書類が外国語で作成されている場合は、法令によりその翻訳文が必要です。

2. 森林環境税について

令和6年度から森林環境税の課税が始まります。

森林環境税が非課税になる人の要件は、以下のとおりです。

・生活保護法で生活扶助を受けている人
・障がい者・未成年者・寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が 135 万円以下の人
・上記以外で前年中の合計所得金額が、次の金額以下の人

扶養親族のない人　**41 万 5 千円（給与の収入金額のみの場合 96 万 5 千円）**

扶養親族のいる人　31 万 5 千円×家族数（本人+同一生計配偶者+扶養親族数）+28 万 9 千円

3. 住民税で控除対象となる「退職所得を受給する同一生計配偶者等」の摘要欄への記載について

住民税で配偶者控除や扶養控除の対象となる方の氏名、配偶者または扶養親族である旨、生年月日、住所などを摘要欄に記載し、氏名の前に「(退)」と明記してください。